

事業者
の皆様へ

災害用井戸の登録に ご協力をお願いします



広島市からのお願い

令和6年1月の能登半島地震でみられたように、地震など大規模な災害による断水時には、生活用水（洗濯やトイレなど、飲用以外に用いる水）が不足することが考えられます。

広島市では、そうした生活用水の確保のため、「災害用井戸」登録制度を実施しています。

大規模な地震等に備えて、井戸水を使用されている事業者の皆様のご協力をお願いします。

151 日

上水道の復旧に要した期間
（能登半島地震）

294 ℓ

一人一日平均給水量
（令和4年 広島市）

災害用井戸とは

広島市災害用井戸登録制度とは、災害による断水時に、地域で生活用水として無償提供していただくことが可能な井戸を、事前に市で登録しておき、災害発生後に地域の方々に情報提供するものです。

災害の発生



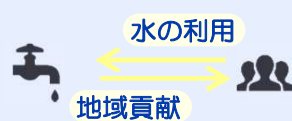
地震等の災害により大規模な断水が発生した場合、市で災害用井戸の活用を検討します。

井戸の提供を依頼



市から皆さんに連絡し、状況等を確認したうえで、井戸の所在地など、詳しい情報を地域に提供します。

地域へ提供



地域で洗濯やトイレなどの生活用水に使われますので、井戸の提供をお願いします。

費用負担について

登録や利用にかかる費用負担は以下のとおりです。
登録にあたっては、広島市で水質検査を無償で行います。

災害時の使用にあたっては、無償で井戸水の提供をお願いします。

所有者名等の公表

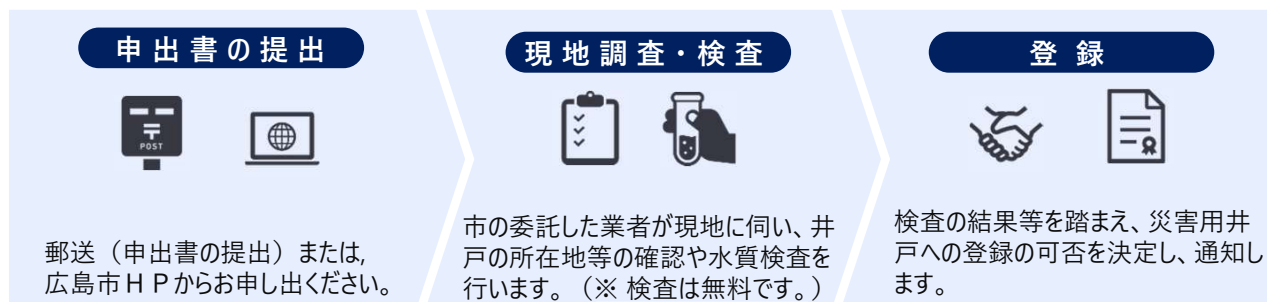
登録された井戸の詳細な所在地や所有者名等は、平時から広島市ホームページ等で公開することも可能です。申込時のご希望に沿って対応します。

	登録者	広島市
登録時 (水質検査)	—	
平常時 (維持管理)		—
災害時 (電気料金等)		—

	公表を希望する場合	希望しない場合
平常時	・企業（所有者）名 ・井戸の所在地	・井戸の所在する地域 (町名まで)
災害時	・企業名/所有者名 ・井戸の所在地 ・利用時の注意事項 ・連絡先等（必要な場合）	を地域に提供

登録方法

災害用井戸の登録にご協力いただける場合は、ホームページにおける申請や申出書の郵送等による提出をお願いします。詳細については、下のホームページをご覧ください。連絡先までお問い合わせください。



注意事項

現地確認・水質検査のため、申出書の提出後に市の委託した業者が伺いますので、ご協力ください。

井戸の登録状況等によっては、水質検査や登録ができない可能性もありますので、ご了承ください。

利用は自己責任での使用を前提としており、使用に当たり、利用者が被る不利益に関する責任を所有者等が負うものではありません。

ホームページはこちら

- ※ 申出書様式がダウンロードできます
- ※ WEB上での申出も可能です

広島市ホームページ

広島市 災害用井戸



災害時の対応について

広島市危機管理室危機管理課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

☎ : 082-504-2653

FAX : 082-241-2567

✉ : kikikanri@city.hiroshima.lg.jp

登録について

広島市保健所環境衛生課環境衛生係

(健康福祉局保健部環境衛生課)

〒730-0043 広島市中区富士見町11番27号

☎ : 082-241-7408

FAX : 082-241-2567 (保健所共用)

✉ : kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp